

特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構の定款第19条に基づき、役員報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

就 業 規 則

特定非営利活動法人健康医療評価研究機構

(iHope International)

第6章 給 与

(給 与)

第 41 条 職員の給与及び賞与に関しては、本章の規則に定めるところによる。

(支払方法)

第 42 条 給与は、毎月 16 日から翌月 15 日を 1 ヶ月とし、翌月 25 日を支払日とする。

2 給与は、職員の同意を得た上で、本人名義の預金口座に振り込むものとする。

3 給与の支払日が、金融機関の休業日に当たる場合は、給与の支払いをその前営業日に繰上げるものとする。

(給与の控除)

第 43 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、給与支払いの際控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 健康保険料 (介護保険料を含む)
- ③ 厚生年金保険料
- ④ 雇用保険料
- ⑤ 住民税
- ⑥ その他必要と認められたもので職員代表と協定したもの

(非常時の支払い)

第 44 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、給与の支払日以外でも、既往の労働に対する給与を支払う。

- ① 職員が死亡した場合
- ② 傷病・災害・出産・葬儀などにより費用を要する場合
- ③ 職員がやむを得ない事由により 1 週間以上帰郷する場合
- ④ 前各号のほか iHope が認めた場合

(不就労の取扱い)

第 45 条 傷病もしくは自己の都合により、遅刻・早退・欠勤・休職等により就業しなかった場合は、無給とする。

(中途入職・退職の場合の取扱い)

第 46 条 給与計算期間の途中で、入退職・休職・復職した者の給与は、日割計算し実労働分支給する。

(基本給)

第 47 条 職員の基本給は、当該職員の経歴、実績等を考慮し、採用時もしくは契約更新時に決定する。なお、契約更新時にはその実績等により、増額もしくは減額する場合がある。

(諸手当)

第 48 条 固定残業手当は、前条に定める基本給に対する 45 時間分の固定残業手当分として支給するものである。ただし、実際の時間外・深夜・休日出勤時間により計算

した額が、当該固定残業手当の額を超えた場合は、その超えた額を支払う。
ただし、パートタイマーには適用しない。

2 役職手当は、第 19 条に定める管理監督者に対して、その職務に応じて支給する。

(通勤手当)

第 49 条 通勤手当は、自宅より iHope 事業所の間、合理的経路により公共交通機関を利用した場合に通勤に要する定期券相当額を支給するものである。ただし、所得税法上の非課税限度額を上限とする。

(休業手当)

第 50 条 iHope の責任により休業した場合は、休業 1 日につき平均賃金の 60% を支給する。

(賞与)

第 51 条 賞与は、iHope と職員との間の個別の契約において特に合意した場合に限り、当該契約の定めにしたがって支給するものとし、それ以外の場合には、賞与は支給しない。

(退職金)

第 52 条 退職金は、支給しない。ただし、在職中顕著な功績のあった職員に対し、功労金を支給することがある。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	事業年度	30年4月1日～31年3月31日
-----	----------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員会費収入	54,000 円
寄付金収入	2,340,000 円
賛助会費収入	1,413,000 円
販売収入	30,235,835 円
参加費収入	14,242,000 円
業務受託収入	158,705,043 円
受取利息収入	24,398 円
その他の収入	2,969,480 円
(以下余白)	
合 計	209,983,756 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

(別紙) 平成30年度年間書籍販売実績

図書名称	定価 (税込、円)	販売冊数	小計 (税込、円)
医療の質の定義と評価方法	4,104	195	800,280
臨床研究のためのStataマニュアル第3版	4,104	223	915,192
リサーチ・クエスチョンの作り方	2,160	559	1,207,440
概念モデルをつくる	2,376	197	468,072
いざ、倫理審査委員会へ	2,592	66	171,072
誰も教えてくれなかったQOL活用法	3,240	98	317,520
はじめてのメタアナリシス	3,240	230	745,200
CAP-KD—結果と解説—	3,240	0	0
サンプルサイズ的设计	4,104	269	1,103,976
救急診療のピットフォール	4,104	9	36,936
臨床研究の道標	4,860	13	63,180
診断法を評価する	2,700	66	178,200
あなたも世界の臨床研究者に	2,200	12	26,400
臨床研究の道標第2版 (上巻)	4,104	1,184	4,859,136
臨床研究の道標第2版 (下巻)	4,104	1,055	4,329,720
合計		4,176	15,222,324

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対 価 の 額	役務提供の 内容等
			H30.4.27 他 6 回	1,243,091 円	印税他
			H30.6.29	55,685 円	契約による 業務対価
			H30.6.29 他 1 回	88,923 円	契約による 業務対価
			H30.4.27 他 5 回	216,685 円	契約による 業務対価
			H30.7.31	20,000 円	契約による 業務対価
			H30.6.29	43,649 円	契約による 業務対価
			H30.4.27 他 3 回	182,009 円	契約による 業務対価
			H30.7.31	20,000 円	契約による 業務対価
			H30.6.29	42,058 円	契約による 業務対価
			H30.7.31	20,000 円	契約による 業務対価
			H30.6.29 他 6 回	582,740 円	契約による 業務対価
			H30.7.31	20,000 円	契約による 業務対価
			H30.4.27 他 9 回	692,043 円	印税他
			H30.6.29	48,691 円	契約による 業務対価
			H30.4.27 他 10 回	469,888 円	印税他
			H30.5.31	4,200 円	契約による 業務対価
			H30.4.27 他 11 回	430,000 円	契約による 業務対価
			H30.6.29	11,137 円	契約による 業務対価

	H30.4.27 他 4 回	53,364 円	契約による 業務対価
	H30.4.27 他 11 回	8,040,740 円	契約による 業務対価
	H30.6.29	43,847 円	契約による 業務対価
	H30.6.29	14,478 円	契約による 業務対価
	H30.6.29	19,946 円	契約による 業務対価
	H30.5.31	80,379 円	印税
	H30.7.31	20,000 円	契約による 業務対価
	H30.4.27	66,822 円	契約による 業務対価
	H30.6.29	55,659 円	契約による 業務対価
	H31.3.29	6,682 円	契約による 業務対価
	H30.9.28	10,000 円	契約による 業務対価
	H30.9.28 他 1 回	511,117 円	印税他
	H30.4.27 他 1 回	62,702 円	契約による 業務対価
	H30.9.28 他 3 回	342,740 円	契約による 業務対価
	H30.11.30 他 2 回	713,258 円	印税他
H30.5.31 他 5 回	74,617 円	契約による 業務対価	
(以下余白)			

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の数	左記の職員に対する給与総額
20	57,412,016円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
				円
				円
				円
				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
平成 30 年 7 月 27 日		919,876 円
平成 30 年 8 月 2 日		354,726 円
平成 30 年 9 月 12 日		100,000 円
平成 31 年 3 月 29 日		424,221 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	チェック欄
-----	----------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
---	-------------------------------------

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	30年4月1日～31年3月31日	4人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <u>いいえ</u>	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<u>はい</u> ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <u>無</u>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」に記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		4人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
大木 孝太郎		理事		○						就任 H21. 1. 17
濫澤 健		理事		○						就任 H21. 1. 17 退任 H30. 6. 30
寒川 詔三		理事		○						就任 H22. 7. 1
上野 文昭		理事		○						就任 H26. 7. 1
上田 竜男		監事		○						就任 H18. 12. 28
(以下余白)										

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名		特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
総勘定元帳	～H27.3 会計ソフト使用 (TKC) H28.4～ 会計ソフト使用 (ICS) ルーズリーフ	毎日	7年	
仕訳日記帳	～H27.3 会計ソフト使用 (TKC) H28.4～ 会計ソフト使用 (ICS) ルーズリーフ	毎日	7年	
月別給与一覧表	～H27.3 給与計算ソフト (TKC) 使用 H28.4～ 給与計算ソフト (ICS) 使用 ルーズリーフ	毎月	7年	
出版物在庫管理表	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	7年	
減価償却資産計算書	エクセル使用 ルーズリーフ	毎年	7年	

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	チェック欄				
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓				
イ						
項 目	a	b	c	d	e	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	a	b	c	d	e	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		<input checked="" type="checkbox"/>				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">同意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px;">する</td> <td style="text-align: center; width: 40px;">しない</td> </tr> </table>	同意		する	しない
同意						
する	しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	<p>① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</p> <p>② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し</p>					

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㊸ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等（注意事項1）若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等（注意事項2）		
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ